

（仮称）津山小学校の校章の選定方法について

1 選定方法について

前回（第4回）で公募か識者依頼を軸に選定方法を検討することとしました。

(1) デザイン案作成パターン

A 公募による方法

- ・ 公募の範囲及び募集方法 → 別紙募集要領案

B 識者に作成を依頼する方法

- ・ 依頼できる方の情報

(2) 選定方法

（校名（案）の選定の例）

応募又は作成された案を開校準備委員会の会議で確認した上で、各委員の所属団体での意見集約を行い、開校準備委員会で案を決定（教育委員会議で最終決定）

2 選定スケジュール案

時期	内容		
	公募（地域内）	公募（制限なし）	識者依頼
R4.4 下旬	・ 選定方法決定 ・ 募集方法決定		・ 依頼者選考
R4.5 中旬	・ 募集要領決定		・ 依頼者決定
R4.5 下旬	・ 募集開始 (5/19 区長配布)	・ 広報記事等作成	・ 依頼、作成
R4.6 下旬	6/30 募集締切り	・ 募集開始 (6/20 広報とめ)	
R4.7 中旬	・ 開校準備委員会での応募結果確認、各委員所属団体での意見集約		・ 案受領、各委員所属団体での意見集約
R4.8 中旬	・ 団体意見報告 →案の決定	募集締切り	・ 団体意見報告 →案の決定
R4.8 下旬		・ 開校準備委員会での応募結果確認、各委員所属団体での意見集約	
R4.9 下旬		・ 団体意見報告 →案の決定	

(仮称) 津山小学校の校章デザインの募集要領 検討資料

柳津小学校と横山小学校の統合校として令和 5 年 4 月 1 日に開校を予定している「(仮称) 津山小学校」の校章を選定するため、そのデザイン案を募集するもの。

公募範囲 パターン	パターン 1	パターン 2	パターン 3	パターン 4
	地域内募集（校名（案）と同様）	パターン 1 + 津山地域内の学校・こども園に勤務する教職員等	パターン 2 + 津山地域に縁のある方	市内募集又は広く募集
応募資格	① 登米市津山地域に在住している方 ② 登米市津山地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者	パターン 1 + ③ 登米市津山地域の小中学校・こども園に勤務する教職員	パターン 1 + ③ 登米市津山地域にゆかりのある方（出身者、同地域内の事業所等に勤務している又は勤務していた方、同地域内の学校に通学していた方）	「登米市内に在住している方」又は 「応募資格設定なし」
募集期間	1 か月半程度（区長配布時基準） 令和 4 年 5 月 19 日～6 月 30 日			1 か月半程度 （広報とめ発行日基準） 令和 4 年 6 月 20 日～7 月 31 日
応募用紙 配布方法	(1) 地域内の各小中学校（こども園）に通学する児童生徒、その保護者及び勤務する教職員 → 各学校（園）を通じて配布			
	(2) 一般 → 行政区長配布で津山地域学校再編だより第 16 号に合わせて応募用紙を配布 市公式ホームページで応募用紙を公開、回収箱設置場所に応募用紙設置			
周知方法	津山地域については学校再編だよりと応募用紙の配布、それ以外の地域については市公式ホームページ及びフェイスブックにより周知する。			パターン 1～3 に加え、広報とめで周知する。
校章デザイン作成上の注意事項	① デザインは、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。 ② 校章デザインは、カラー・単色のいずれも可とするが、カラーで作成する場合は、単色で使用する場合にイメージが損なわれないよう考慮すること。 ③ カラーの場合は、6 色以内とし、グラデーション（ぼかし）・写真は使用しないこと。 ④ 拡大（1 メートル四方程度）・縮小（1.5 センチメートル四方程度）してもイメージが損なわれないよう考慮すること。 ⑤ コンピュータソフトでの作成及び電子データでの提出も可とするが、提出は J P E G ファイル、ファイルサイズは 〇 M B 以下とすること。			
応募方法	応募用紙に、校章デザイン、その校章の説明（デザインの意図や込めた思い、何の形をもとに描いたデザインの説明など）、氏名、児童生徒			

	は学校・学年、一般の方は住所と電話番号（採用された場合や補作する場合に連絡をとる必要があるため。）を記入し、下記のとおり提出することとする。 コンピュータソフトで作成したデザインを別紙として提出することも可能とするが、その場合は電子メールでの提出とし、デザイン図以外の必要事項を記入した応募用紙のPDFファイルを添えて、デザイン図の余白に氏名と住所（学校・学年）を記入すること。 なお、応募は、1人1点までとする。
	(1) 津山地域の小中学校の児童生徒及び認定こども園を含む保護者と教職員 → 担任に提出し、各学校で取りまとめる。 ※ 電子データの場合は、個人での電子メールによる提出とする。
	(2) 一般の方 登米市津山総合支所、登米市津山公民館、登米市津山林業総合センターに設置した応募箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室に郵送又は電子メールで提出すること。FAXは不可とする。 なお、電子メールの場合、タイトルは「校章デザイン応募」とし、応募用紙にデザインを描いていたものを提出する場合はカラーのPDFファイル、コンピュータソフトで作成したものを別ファイルで提出する場合には、応募用紙をPDF、デザインはJPEGファイルで提出すること。 （回収箱設置場所：登米市津山総合支所、登米市津山公民館、登米市津山林業総合センター）
応募上の 注意事項	① 校章として採用された作品の著作権は、登米市教育委員会に帰属することとする。（無償譲渡していただく。） ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とする。 ③ 応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合があることをあらかじめ了承してもらう。 ④ 応募作品の著作権等については、第三者から異議申し立て、苦情などがあつた場合の費用負担などを含め、応募者が対処するものとする。 ⑤ 採用後でも、作品の類似、盗作または募集要領への違反が認められた場合は、採用を取り消すこともあり、違反作品による損害についても応募者が対処するものとする。 ⑥ 応募作品の返却は行わない。 ⑦ 応募者の個人情報、目的外使用を禁じ、登米市教育委員会において厳重に保管する。また、デザインの採用者の紹介を行う場合については、当該応募者（未成年者にあつてはその保護者）に氏名等公表の可否を確認する。
校章デザイン の決定方法	応募された校章デザインをもとに、津山地域開校準備委員会において選定する。 選定にあたっては、津山地域開校準備委員会の各委員所属団体の意見を踏まえ、津山地域開校準備委員会で選定する。 なお、選定にあたっては、複数の案を組み合わせたデザインとすることも可能とし、その場合には応募者の了解を得るものとする。 決定した校章デザインは、教育委員会議で最終決定する。 選定結果は、学校再編だより及び市公式ホームページで公表し、選定された作品の作成者についてのみ通知する。